

監査報告書

令和3年5月24日

学校法人 武蔵野美術大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 武蔵野美術大学

監事 小川昭夫



監事 小川昭夫



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人武蔵野美術大学寄附行為第10条第2項に基づき、学校法人武蔵野美術大学の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行ないました。

その結果について、次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、会計帳簿及び決算書類を閲覧するなど、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為、又は、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上